

<p>物の受け取り方を自分が注意してやっていたらこういう事にならなかったのでは、という思いもあるが私のような場合でも詐欺罪が適用されるよう法の整備をきちんとしてもらいたいし、契約成立後は当人同士の話し合いでというのではなく、オークションサイト側にももう少し取引の中に入ってもらいたいと思う。そのためには、少々高い手数料を支払ってもよいと思う。</p>
<p>オークションの形はとっているが、事業者はサイトの運営のみを行っている。 実際の取引は当事者本人同士で行われているため、そうした身元確認など、要はトラブル防止のための手段はその当事者本人でやるべきだと思います。さらにトラブルが発生したときの対処も事業者にまかせるのではなく、当事者が対処するべきだと思います。</p>
<p>ある程度オークションを利用したり、商品を見たりしているとおかしい出品者や出品物はわかるようになってくる。私の利用するオークションでは自己紹介の欄が設けられているのでそれも参考にする。安いからといっていかにも怪しい出品に気が付かないことが危ない。騙されないためには落札にも注意が必要。加えて落札後に執拗に「早急な振込み」を要求する場合も気をつけたほうがよい。また初めて参加する場合などはなるべく経験のある人と一緒に見たり、前もってよく話をきいておくのが望ましい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法は1つの数値ではわかりにくい。出品者と入札者の評価は別にすべき ・悪質な出品者に対し「悪い」と評価すると、自分の評価も「悪い」と入れられてしまうおそれがあるため、正当に評価しようとしてもできない場合がある。 ・オークション事業者側に個人情報を置かせて、何らかの認証(一時的なパスワード)で見られるようにする。出品者には落札通知として認証パスワードが送られ、そのパスワードを入札者に連絡と共にメールで通達、入札者はそれを基に事業者側サイトから個人情報を得る形にする。 <p>(認証方法はいくらかでもあると思うので、簡単な例で示した) こうすれば、正しい個人情報が不足することなく手に入れられ、住所偽称などを防げるかもしれない</p>
<p>あらゆる品種で海外からのコピー品が横行しており、著作権侵犯の温床になっている。出品、入札者双方の身元を確認しても、違法物品を取引できるようでは意味は半減するとも言える。コピー品はとりわけ海外からの出品が多く、個人ではトラブルの際に泣き寝入りも多いと聞く。 主催者は出品物の監視にも責を負うべきではないだろうか。</p>

第 8 諸外国の行政機関等を対象とした調査結果

(1) 米国 FBI：インターネット詐欺苦情センター

FBI と全国頭脳労働者犯罪センターの協力で、2000 年 5 月に発足。

インターネット詐欺の被害者が、これまで警察署で行わなくてはならなかった面倒な書面による手続きを簡略化するため、インターネット詐欺苦情センター（以下 IFCC）のホームページ上にある苦情申請フォームによって、簡単に被害を報告できるようにした。

FBI と全国頭脳労働者犯罪センター の職員が苦情を受け付け、ここでは 捜査や逮捕は行わないが、IFCC に常勤している経験豊かなインターネット詐欺アナリストが、何らかの法律に違反し

ていると判断した件については、被害者の同意のもとに法的機関（州警察や FBI）へ通告される。センター発足当時の、一週間の平均苦情件数は、約 1000 件。最初の半年だけで、20,014 件の苦情が寄せられ、うち 6,087 件が国内外の法的機関へ通告された。

このセンターが発足する以前、被害者は地元の警察署に被害を届ける以外、被害申請の手だてがなかった。しかし、加害者が他の州や国にいる場合、司法管轄権に関する問題が生じ、適切な処理を行うことが困難とされてきた。IFCC は、オンラインで苦情を受け付けるため、被害を、適切な政府機関へ迅速に報告することができる。

寄せられた苦情、被害届けは、速やかに地元警察、州警察、又は FBI へ通達され、IFCC のデータベースに登録される。新たに寄せられた苦情は、このデータベースで必ずチェックされ、他の苦情との関連性を調べたり、類似の事件の情報を照会できるようにしている。

苦情処理の他にも、インターネット詐欺に関する統計をまとめたり、詐欺の手口や流行についてのデータを集めるなどといった活動も行っている。

IFCC が今年 5 月に発表した、オンラインオークション詐欺の調査結果によると、

* インターネット詐欺犯罪のうち、オークションでの詐欺行為が占める割合は 64% で、寄せられた苦情の 84% が取引を行った個人に対するものであった。

* 一日に 130 万件の取引が行われているオンラインオークションのうち、詐欺として訴えがあるのは、全体の 1% にも満たない。

* 被害者の 34% が、相手側の性別すら把握していない。

* 被害者の 25% が、相手の住所を知らず、相手の住所を持っていると答えた人のうち 14% は、私書箱の住所だった。

* 被害の対象になる商品として、ビーニーズ (小さな動物の縫ぐるみ。コレクター多し.): 27%、ビデオゲーム: 24%、ラップトップコンピュータ: 18%、カメラ&ビデオカメラ: 14%、デスクトップコンピュータ: 9%、宝石: 8% が挙げられた。

* 被害者の 80% が、代金をマネーオーダー、もしくは小切手で支払った。

* 2000 年の一年間で、オンラインオークション詐欺の損害総額は、400 万ドル。

2001 年に入ってから IFCC が受け付けた被害届けは 4000 件以上で、今年 1 月から 4 月の間の被害額は、320 万ドルとなった。被害者一人あたりの、損害額平均は、776 ドル。この数字はあくまでも IFCC に届けがあった被害だけを表わすため、実際の被害はもっと大きいと考えられる。

(2) 米国連邦取引委員会

質問 1、2 ネットオークションでの様々な問題について事業者や行政機関を交えた研究会などが開催されているか？開催されているならば、どのような形態か？
A： FTC（連邦貿易委員会）は、オンラインオークションが盛んになってきた1999年に2回、主要オークションサイト6社（ebay, yahoo!, Amazon など）を交えて、オークションサイトがどのようなサービスを提供しているのか、消費者の安全管理はなされているのか、ネット上でビジネスを行うことに関して問題はないか、などについての話し合いが行われた。正式な研究会というより、懇談会というかたちで行われた。
質問 3 ネットオークション運営に関わる法改正や対策、規制は必要と思われるか？
A： ネットオークション詐欺に関しては、「FTC 条例」がすでに適用されているが、現在国会では、インターネット関連（オークションに限らず）対策を審議中
質問 4、5、6 具体的にどのような規制や対策が必要と思われるか？ そのような規制や対策が施行される予定はあるか？ 施行予定があるならば、どのような内容か？
A： 「FTC 条例」によって禁じられている、「商業における」詐欺行為や不正（商品を発送しない、商品の発送が大幅に遅れる、広告と違う商品を売り付ける、または代金を支払わない、等）があった場合に、FTC が民事裁判にかけられる権限をもつ。FTC の捜査部門によって、事件の捜査が行われ、裁判によって、損害賠償責任を問われ、場合によっては、今後、同種のビジネスを行うことを禁じることができる。 盗難や詐欺などの件に関しては、州警察や FBI によって刑事事件として扱われる。各州の条例や連邦法に基づき、刑事裁判にかけられるため、収監されることもあるが、釈放後は、同種のビジネスを行うことを禁じられることはない。 詐欺や不正に郵便が使われていた場合（商品や代金を送らないなど）には、郵政省の捜査部門によって事件が調査され、200以上ある条例に基づいて、裁判にかけられる。 どの機関が事件を担当し、どの条例を適用するかはケースバイケースで、それぞれの機関が協力して事件の処理にあたることもある。 現在ある条例や規制は、事件がネットオークションを介していてもいなくても適用され、ネットオークション関連の事件でも一般の事件と同じように扱われているため、ネットオークションのための特別な規制や条例は定められていない。今の所その予定もない。
質問 7、8 法改正や規制をする上で障害となる要因はあるか？ 障害となる要因があるならば、それはどのようなものか？
A： 法改正や規制をするのは国会の仕事であるから、具体的な障害要因などは分かりかねるが、インターネットというのは、グローバルなメディアであるから、いくらアメリカが規制を掲げても、それを全てのケースに適用することは難しい（被害者／加害者がアメリカ以外の国にいる場合など）。 この問題に関して、国家間で協力しようという動きはすでに始まっており、今年4月には、主要各国が集まる、インターナショナルマーケティング管理ネットワークのミーティングにおいて、国境をこえたインターネット詐欺の問題について話しあわれた。参加国や活動内容などは、 www.econsumer.gov に詳しい。（日本も参加国のため、日本語のサイトもあり。 www.consumer.go.jp / www.kokusen.go.jp ）

<p>質問9、10、11 詐欺を中心とするネットオークシヨントラブルに関して、「オークシヨ事業形態」以外の部分での規制や対策が必要と思われるか？あるとすれば、どのようなものか？ 具体的に、それらの対策が講じられる予定はあるか？</p>
<p>A： 「グラム リーチ ブライリー条例 (Gramm-Leach-Bliley Act)」により、消費者がプライバシーや個人情報を守る権利は保証されている。消費者は、事業者が消費者の個人情報をどう扱っているか知る権利を持ち、事業者は、第三者に消費者の個人情報を開示しないという義務がある。 その他に関しては、消費者の責任の元に問題を回避するべきであると考えているため、「オークシヨ事業形態」以外の部分での規制や対策が必要とは思わない。私書箱やフリーメールを使った、身元の確かでない相手とは取り引きをしないなど、消費者の自己防衛策が重要。</p>
<p>質問12 ネットオークシヨにおいて、詐欺等のトラブルが多発する原因を何にあると思うか？</p>
<p>ネットオークシヨは、相手の顔の見えない取り引きであるため、コミュニケーションをとるのが難しく、相手の信頼性や取り引きの安全性を見極めることが困難だから。</p>
<p>質問13 オークシヨ詐欺の主な手口はどのようなものか？</p>
<p>A： 私書箱やフリーメールを使用して身元を隠ぺい、商品を発送しない、商品の発送が大幅に遅れる、広告と違う商品売り付ける、など。</p>
<p>質問14 リアルのオークシヨ主催者に関する法規制があるか。 あるとすれば、法規制の概要はどのようなものか。</p>
<p>A： 州によって、規制があるところもあれば、ないところもある。あるところでは、免許が必要だったり、ライセンス料を払わされたりする。リアルなオークシヨ法をオンラインオークシヨに適用する必要性は全くない。オンラインオークシヨはリアルなオークシヨとは全くの別物で、適用しようとする自体難しい。オンラインオークシヨは、売り買いする場所を提供しているサイトであって、従来のオークシヨとはまったく異なる性質を持つ。</p>
<p>質問15 市（オークシヨ形式ではない、単なる即売会）についての法規制があるか。 あるとすれば法規制の概要はどのようなものか。</p>
<p>A： 基本的に、「FTC 条例」が商業全般に適用される消費者保護法として機能している。その中で特にオークシヨ形式の市と即売会などのケースを分けて扱うことはしない。</p>

<p>FTC 条例： FTC によって定められた、消費者保護を目的とした条例。商業における不正行為や詐欺行為を違法行為とみなす。不正行為とは、消費者に実質的損害を与える、もしくは与えようとする行為を意味する。この条例は、行政機関、司法機関の両方を通じて施行される。</p> <p>(行政機関による条例の施行) 委員会の告訴が認められた場合、被告に対して、違法行為一件につき、\$11000 以下の罰金が課せられる。</p> <p>(司法機関による条例の施行) 委員会は、違法行為に対し、予備的かつ永続的な差し止め命令を要求する権利を持つ。</p>
--